

消防用設備等保守点検業務委託 特記仕様書

1 委託業務の内容

当該委託業務は、秋田県スポーツ科学センター内に消防法（昭和23年法律第186号、以下「法」という。）に基づき設置されている消防用設備等について、法第17条の3の3の規定に定める定期点検及びその点検に伴って行うべき設備等の調整や清掃等を法及び関係法令を遵守し行うものとする。

2 消防用設備等の設置場所等（防火対象物の概要）

- (1) 所在地 秋田市八橋運動公園1番5号
- (2) 名称 秋田県スポーツ科学センター
- (3) 用途 その他の事業場（消防法施行令別表第一第15項該当）
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階、床面積2,403.00㎡、
延面積6,506.79㎡

3 消防用設備等の種類等

消防用設備等の種類は、消火器具、屋内消火栓設備（非常電源含む。）、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、避難器具、誘導灯、排煙設備及び防排煙設備（種類によっては配線を含む。）とし、数量等の詳細は別に示す設計図書及び配置図のとおりとする。

4 委託業務の実施方法

委託業務の実施は、消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第31条の6第4項の規定に基づき消防庁長官が定めた点検の方法により行うものとする。また、この点検の過程において必要とされる設備等の調整や清掃などを行うものとする。

点検の結果は、同規定による報告書の様式により作成し報告するものとする。また、この報告書を必要に応じて消防機関に提出するよう指示するときがある。

5 委託業務に従事する者

委託業務に従事する者は、消防用設備等の種類に応じたそれぞれの消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者とする。

6 点検等実施日

点検等は、次のとおり行うものとする。ただし、点検等の実施日の決定にあたっては、事前に発注者に協議し了承を得るものとする。

- (1) 機器点検（1回目） 9月中
- (2) 機器点検及び総合点検（2回目） 3月中

7 提出を要する書類及び提出時期

- (1) 点検結果の報告に関する書類
 - ・上記4に示す報告書（提出部数2部）
 - ・提出期限は、次のとおりとする。
 - ① 機器点検（1回目） 点検日から1ヶ月以内
 - ② 機器点検及び総合点検（2回目） 3月31日
- (2) 委託業務完了通知書
 - ・提出は、上記7の(1)の②に合わせて行うものとする。

8 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者へ協議するものとする。